別表第二ジルコニア式酸素濃度計、溶液導電率式二酸化硫黄濃度計、磁気式酸素濃度計、紫外線式二酸化硫黄濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式二酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計の項並びにガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計の項を次のように改める。

温度特性試験装置 バースト信号応答試験装置	日本工業規格C一五一七に規定する試験ができるもの	一　研究所の一般計量教習を修了した者で、計量の実務に一年以上従事した者 二　一又は二に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者 三　環境計量士（騒音・振動関係） 四　一又は二に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者	五名
ジルコニア式酸素濃度計、溶液導電率式二酸化硫黄濃度計、磁気式酸素濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計	特定計量器検定検査規則第二十条に規定するもの	次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧学校令による専門学校において理学若しくは工学の課程を修めて卒業した者で、計量の実務に一年以上従事した者 二　一研究所の一般計量教習を修了した者で、計量の実務に一年以上従事した者 三　環境計量士（濃度関係） 四　一又は二に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者	五名
校正用標準ガス調製装置 コンバータ試験装置 応答性試験装置 試料ガスの流量の変化に対する安定性試験装置 耐電圧試験装置 絶縁抵抗試験装置 電源電圧変動試験装置 電源周波数変動試験装置 短時間電源降下試験装置 電源からの電圧パルス試験装置 静電放電試験装置 機械的衝撃試験装置	日本工業規格B七九五九に規定する試験ができるもの		

ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計			
ピーエッチ標準液	特定計量器検定検査規則第二十条に規定するもの		五名
基準電圧発生器			
直流電圧発生器 直流電圧計 恒温水槽 内部抵抗試験装置 絶縁抵抗試験装置 電源電圧変動試験装置 周囲温度試験装置 耐電圧試験装置 入力抵抗試験装置	日本工業規格B七九六〇―一及び日本工業規格B七九六〇―二に規定する試験ができるもの		

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二ジルコニア式酸素濃度計、溶液導電率式二酸化硫黄濃度計、磁気式酸素濃度計、紫外線式二酸化硫黄濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式二酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計の項の改正規定は、平成二十八年八月一日から施行する。